

日本、中国その他の地域で新しく制定された法令に関する情報とともに、会社の設立、買収、労働問題、各種の商取引、紛争の処理等、企業法務に有益な情報をお届けします。

H&J 最新法令情報

No. 62

2019年7月3日

「H&J 最新法令情報」(No. 62)をお送りします。本年3月15日、中国の全国人民代表大会は「外商投資法」を制定しました。「外商投資法」は、外国企業が設立する中国現地法人の設立及び経営活動について基本的事項を定めた法律です。本号の《中国の最新法令》では、その全文と日本語訳を掲載しました。

今回の中国法務「基本のき」では、「外商投資法」の主なポイントについて解説しています。ご一読いただければと思います。

弁護士法人 久田・神保法律事務所

目次

- 中国の最新法令
 - 【法律】
 - 中華人民共和国外商投資法 2
- 中国法務「基本のき」
 - 「外商投資法」の概要 9

中国の最新法令

【法律】

中华人民共和国外商投资法

[发布部门] 全国人民代表大会

[发布文号] 主席令第26号

[发布日期] 2019年3月15日

[施行日期] 2020年1月1日

[原文]

第1章 总则

第1条 为了进一步扩大对外开放,积极促进外商投资,保护外商投资合法权益,规范外商投资管理,推动形成全面开放新格局,促进社会主义市场经济健康发展,根据宪法,制定本法。

第2条 在中华人民共和国境内(以下简称中国境内)的外商投资,适用本法。

本法所称外商投资,是指外国的自然人、企业或者其他组织(以下称外国投资者)直接或者间接在中国境内进行的投资活动,包括下列情形:

(一) 外国投资者单独或者与其他投资者共同在中国境内设立外商投资企业;

(二) 外国投资者取得中国境内企业的股份、股权、财产份额或者其他类似权益;

(三) 外国投资者单独或者与其他投资者共同在中国境内投资新建项目;

(四) 法律、行政法规或者国务院规定的其他方式的投资。

本法所称外商投资企业,是指全部或者部分由外国投资者投资,依照中国法律在中国境内经登记注册设立的企业。

第3条 国家坚持对外开放的基本国策,鼓励外国投资者依法在中国境内投资。

中華人民共和國外商投資法

[発布部門] 全国人民代表大会常務委員会

[発布番号] 主席令第26号

[発布期日] 2019年3月15日

[施行期日] 2020年1月1日

[翻訳]

第1章 総則

第1条 対外開放をさらに拡大し、外商投資を積極的に促進し、外商投資の合法的權益を保護し、外商投資の管理を規範化し、新たな全面的開放構造の形成を推進し、社会主義市場經濟の健全な發展を促進するため、憲法に基づき、本法を制定する。

第2条 中華人民共和國国内(以下「中国国内」という)における外商投資には、本法を適用する。

本法において外商投資とは、外国の自然人、企業又はその他の組織(以下「外国投資者」という)が直接又は間接に中国国内において行う投資活動をいい、以下の投資活動が含まれる。

(一) 外国投資者が単独で又はその他の投資者と共同で中国国内において外商投資企業を設立すること

(二) 外国投資者が中国国内企業の株式、出資持分、財産持分又はその他類似の權益を取得すること

(三) 外国投資者が単独で、又はその他の投資者と共同で中国国内において新規プロジェクトに投資すること

(四) 法律、行政法規又は國務院が規定するその他の方式の投資。

本法において外商投資企業とは、外国投資者が全部又は一部を投資し、中国の法律に従い中国国内において登記登録を経て設立された企業をいう。

第3条 国家は、対外開放という基本国策を堅持し、外国投資者が法に従い中国国内において投資することを奨励する。

国家实行高水平投资自由化便利化政策，建立和完善外商投资促进机制，营造稳定、透明、可预期和公平竞争的市场环境。

第 4 条 国家对外商投资实行准入前国民待遇加负面清单管理制度。

前款所称准入前国民待遇，是指在投资准入阶段给予外国投资者及其投资不低于本国投资者及其投资的待遇；所称负面清单，是指国家规定在特定领域对外商投资实施的准入特别管理措施。国家对负面清单之外的外商投资，给予国民待遇。

负面清单由国务院发布或者批准发布。

中华人民共和国缔结或者参加的国际条约、协定对外国投资者准入待遇有更优惠规定的，可以按照相关规定执行。

第 5 条 国家依法保护外国投资者在中国境内的投资、收益和其他合法权益。

第 6 条 在中国境内进行投资活动的外国投资者、外商投资企业，应当遵守中国法律法规，不得危害中国国家安全、损害社会公共利益。

第 7 条 国务院商务主管部门、投资主管部门按照职责分工，开展外商投资促进、保护和管理的工作；国务院其他有关部门在各自职责范围内，负责外商投资促进、保护和管理的相关工作。

县级以上地方人民政府有关部门依照法律法规和本级人民政府确定的职责分工，开展外商投资促进、保护和管理的工作。

第 8 条 外商投资企业职工依法建立工会组织，开展工会活动，维护职工的合法权益。外商投资企业应当为本企业工会提供必要的活动条件。

第 2 章 投资促进

第 9 条 外商投资企业依法平等适用国家支持企业发展的各项政策。

国家は、高水準の投資自由化・便利化政策を実行し、外商投資促進制度を構築及び完備し、安定、透明、予測可能及び公平競争の市場環境を創造する。

第 4 条 国家は、外商投資について参入許可前の内国民待遇を実行するほか、ネガティブリスト管理制度を実施する。

前項にいう参入許可前の内国民待遇とは、投資参入許可段階において外国投資者及びその投資に対し、自国投資者及びその投資に対する待遇を下回らない待遇を与えることをいう。前項にいうネガティブリストとは、国家が規定する特定の領域において外商投資につき実施する参入許可の特別管理措置をいう。国家は、ネガティブリストに含まれない外商投資に対して内国民待遇を与える。

ネガティブリストは、國務院が發布し又は發布を承認する。

中華人民共和國が締結した又は参加している国際条約、協定に、外国投資者の参入許可待遇につきさらに優遇する規定がある場合、関係規定に従って執行することができる。

第 5 条 国家は、外国投資者の中国国内における投資、収益及びその他の合法的權益を法に従い保護する。

第 6 条 中国国内において投資活動を行う外国投資者、外商投資企業は、中国の法律法規を遵守しなければならない、中国の国家安全に危害を及ぼし、社会公共の利益に損害を与えてはならない。

第 7 条 國務院の商務主管部門、投資主管部門は、職責を分担して、外商投資の促進、保護及び管理業務を展開し、國務院のその他の関係部門は、各自の職責の範囲内において、外商投資の促進、保護及び管理関係業務に責任を負う。

県級以上の地方人民政府の関係部門は、法律法規及び当該級人民政府が確定した職責分担に従い、外商投資の促進、保護及び管理業務を展開する。

第 8 条 外商投資企業の従業員は、法に従い労働組合組織を設立し、労働組合活動を展開し、従業員の合法的權益を保護する。外商投資企業は、当該企業の労働組合のために必要な活動条件を提供しなければならない。

第 2 章 投資促進

第 9 条 外商投資企業については、国家が支持する企業発展にかかる各政策を、法に従い平等に適

第10条 制定与外商投资有关的法律、法规、规章，应当采取适当方式征求外商投资企业的意见和建议。

与外商投资有关的规范性文件、裁判文书等，应当依法及时公布。

第11条 国家建立健全外商投资服务体系，为外国投资者和外商投资企业提供法律法规、政策措施、投资项目信息等方面的咨询和服务。

第12条 国家与其他国家和地区、国际组织建立多边、双边投资促进合作机制，加强投资领域的国际交流与合作。

第13条 国家根据需要，设立特殊经济区域，或者在部分地区实行外商投资试验性政策措施，促进外商投资，扩大对外开放。

第14条 国家根据国民经济和社会发展的需要，鼓励和引导外国投资者在特定行业、领域、地区投资。外国投资者、外商投资企业可以依照法律、行政法规或者国务院的规定享受优惠待遇。

第15条 国家保障外商投资企业依法平等参与标准制定工作，强化标准制定的信息公开和社会监督。

国家制定的强制性标准平等适用于外商投资企业。

第16条 国家保障外商投资企业依法通过公平竞争参与政府采购活动。政府采购依法对外商投资企业在中国境内生产的产品、提供的服务平等对待。

第17条 外商投资企业可以依法通过公开发行股票、公司债券等证券和其他方式进行融资。

第18条 县级以上地方人民政府可以根据法律、行政法规、地方性法规的规定，在法定权限内制定外商投资促进和便利化政策措施。

第19条 各级人民政府及其有关部门应当按照便利、高效、透明的原则，简化办事程序，提高办事效率，优化政务服务，进一步提高外商投资服务水平。

用する。

第10条 外商投資に関する法律、法規、規則を制定する場合は、適切な方式により外商投資企業の意見及び提案を徴求しなければならない。

外商投資に関する規範的文書、裁判文書等は、法に従い遅滞なく公布しなければならない。

第11条 国家は、健全な外商投資サービス体系を構築し、外国投資者及び外商投資企業のために、法律法規、政策措置、投資プロジェクト情報等の面でコンサルティング及びサービスを提供する。

第12条 国家は、他の国家及び地区、国際組織との間で多国間、二国間の投資促進協力制度を構築し、投資領域の国際交流及び協力を強化する。

第13条 国家は、必要に応じて、特殊経済区域を設立し、又は一部の地区において外商投資の試験的政策措置を実施し、外商投資を促進し、対外開放を拡大する。

第14条 国家は、国民経済及び社会発展の必要に応じて、外国投資者が特定の業界、領域、地区において投資することを奨励及び引導する。外国投資者、外商投資企業は、法律、行政法規又は国务院の規定に従って優遇待遇を享受することができる。

第15条 国家は、外商投資企業が法に従い平等に基準の制定業務に参加することを保障し、基準制定に関する情報公開及び社会監督を強化する。

国家が制定した強制的基準は、外商投資企業に平等に適用される。

第16条 国家は、外商投資企業が法に従い公平な競争により政府の購入活動に参加することを保障する。政府による購入は、外商投資企業が中国国内において生産した製品、提供するサービスについて、法に従い平等に対応する。

第17条 外商投資企業は、法に従い株券、会社債券等の証券の公开发行及びその他の方式により融資をすることができる。

第18条 県級以上の地方人民政府は、法律、行政法規、地方性法規の規定に基づき、法定権限内に外商投資の促進及び便利化に関する政策措置を制定することができる。

第19条 各級人民政府及びその関係部門は、便利、高効率、透明の原則に従い、事務処理手続を簡素化し、事務処理効率を向上し、政務サービスを最適化し、外商投資へのサービスレベルをさらに向上させなければならない。

有关主管部门应当编制和公布外商投资指引，为外国投资者和外商投资企业提供服务和便利。

第3章 投资保护

第20条 国家对外国投资者的投资不实行征收。

在特殊情况下，国家为了公共利益的需要，可以依照法律规定对外国投资者的投资实行征收或者征用。征收、征用应当依照法定程序进行，并及时给予公平、合理的补偿。

第21条 外国投资者在中国境内的出资、利润、资本收益、资产处置所得、知识产权许可使用费、依法获得的补偿或者赔偿、清算所得等，可以依法以人民币或者外汇自由汇入、汇出。

第22条 国家保护外国投资者和外商投资企业的知识产权，保护知识产权权利人和相关权利人的合法权益；对知识产权侵权行为，严格依法追究法律责任。

国家鼓励在外商投资过程中基于自愿原则和商业规则开展技术合作。技术合作的条件由投资各方遵循公平原则平等协商确定。行政机关及其工作人员不得利用行政手段强制转让技术。

第23条 行政机关及其工作人员对于履行职责过程中知悉的外国投资者、外商投资企业的商业秘密，应当依法予以保密，不得泄露或者非法向他人提供。

第24条 各级人民政府及其有关部门制定涉及外商投资的规范性文件，应当符合法律法规的规定；没有法律、行政法规依据的，不得减损外商投资企业的合法权益或者增加其义务，不得设置市场准入和退出条件，不得干预外商投资企业的正常生产经营活动。

第25条 地方各级人民政府及其有关部门应当履行向外国投资者、外商投资企业依法作出的政策承诺以及依法订立的各类合同。

関係主管部門は、外商投資の手引きを作成及び公布し、外国投資者及び外商投資企業のためにサービス及び便宜を提供する。

第3章 投資保護

第20条 国家は、外国投資者の投資について徴収を実施しない。

特殊な状況の下、国家は、公共の利益の必要に応じて、法律の規定に従い外国投資者の投資について徴収又は徴用を実行することができる。徴収、徴用は、法定の手續に従って行い、遅滞なく公平かつ合理的な補償を与えなければならない。

第21条 外国投資者の中国国内における出資、利潤、資本収益、資産処分による所得、知的財産権の使用許諾料、法に従い取得した補償又は賠償、清算所得等は、法に従い人民元又は外貨で自由的に振り込み、振り出すことができる。

第22条 国家は、外国投資者及び外商投資企業の知的財産権を保護し、知的財産権の権利者及び関係権利者の合法的權益を保護し、知的財産権を侵害した行為について、厳格に法に従い法的責任を追及する。

国家は、外商投資の過程において、自由意思の原則及び商業規則に基づき技術協力を展開することを奨励する。技術協力の条件は、各投資者が公平の原則に従い対等な協議により確定する。行政機関及びその業務人員は行政手段を利用して技術譲渡を強制してはならない。

第23条 行政機関及びその業務人員は、職責の履行過程において知り得た外国投資者、外商投資企業の商業秘密について、法に従い秘密保持しなければならない。漏洩し又は不法に他人に提供してはならない。

第24条 各級人民政府及びその関係部門が外商投資にかかわる規範的文書を制定する場合は、法律法規の規定に適合しなければならない。法律、行政法規の根拠がない場合、外商投資企業の合法的權益を減損し又はその義務を増加してはならず、市場参入許可及び退出の条件を設置してはならず、外商投資企業の正常な生産経営活動を妨害してはならない。

第25条 地方の各級人民政府及びその関係部門は、外国投資者、外商投資企業に対して法に従ってなされた政策承諾及び法に従って締結した各種契約を履行しなければならない。

因国家利益、社会公共利益需要改变政策承诺、合同约定的，应当依照法定权限和程序进行，并依法对外国投资者、外商投资企业因此受到的损失予以补偿。

第 26 条 国家建立外商投资企业投诉工作机制，及时处理外商投资企业或者其投资者反映的问题，协调完善相关政策措施。

外商投资企业或者其投资者认为行政机关及其工作人员的行政行为侵犯其合法权益的，可以通过外商投资企业投诉工作机制申请协调解决。

外商投资企业或者其投资者认为行政机关及其工作人员的行政行为侵犯其合法权益的，除依照前款规定通过外商投资企业投诉工作机制申请协调解决外，还可以依法申请行政复议、提起行政诉讼。

第 27 条 外商投资企业可以依法成立和自愿参加商会、协会。商会、协会依照法律法规和章程的规定开展相关活动，维护会员的合法权益。

第 4 章 投资管理

第 28 条 外商投资准入负面清单规定禁止投资的领域，外国投资者不得投资。

外商投资准入负面清单规定限制投资的领域，外国投资者进行投资应当符合负面清单规定的条件。

外商投资准入负面清单以外的领域，按照内外资一致的原则实施管理。

第 29 条 外商投资需要办理投资项目核准、备案的，按照国家有关规定执行。

第 30 条 外国投资者在依法需要取得许可的行业、领域进行投资的，应当依法办理相关许可手续。

有关主管部门应当按照与内资一致的条件和程序，审核外国投资者的许可申请，法律、行政法规另有规

国家的利益、社会公共的利益により政策承諾、契約の約定を変更する必要がある場合、法定の権限及び手続に従って執行し、法に従って外国投資者、外商投資企業がこれにより被った損失を補償しなければならない。

第 26 条 国家は、外商投資企業の苦情処理業務制度を構築し、遅滞なく外商投資企業又はその投資者が提起した問題を処理し、関係政策措置を調整・完備する。

外商投資企業又はその投資者は、行政機関及びその業務人員の行政行為がその合法的權益を侵害したと認める場合は、外商投資企業苦情処理業務制度を通じて協調による解決を申請することができる。

外商投資企業又はその投資者は、行政機関及びその業務人員の行政行為がその合法的權益を侵害したと認める場合、前項の規定に基づき外商投資企業苦情処理業務制度を通じて協調による解決を申請するほか、法に従い行政不服審査を申し立てるし、行政訴訟を提起することもできる。

第 27 条 外商投資企業は、商会、協会を法に従い成立し、自らの意思で参加することができる。商会、協会は法律法規及び定款の規定に従って関係活動を展開し、会員の合法的權益を保護する。

第 4 章 投资管理

第 28 条 外商投資参入許可ネガティブリストが投資を禁止すると規定している領域において、外国投資者は投資してはならない。

外商投資参入許可ネガティブリストが投資を制限すると規定している領域においては、外国投資者が行う投資はネガティブリストに規定する条件に合致しなければならない。

外商投資参入許可ネガティブリスト以外の領域においては、内外資一致の原則に従い管理を実施する。

第 29 条 外商投資について投資プロジェクトの審査認可、届出を行う必要がある場合、国家の関係規定に従って執行するものとする。

第 30 条 外国投資者は、法に基づき許可を取得する必要がある業界、領域において投資を行う場合、法に従い関係許可手続を行わなければならない。

関係主管部門は、内資と一致する条件及び手続に従い、外国投資者の許可申請を審査認可しなければ

定的除外。

第31条 外商投资企业的组织形式、组织机构及其活动准则，适用《中华人民共和国公司法》、《中华人民共和国合伙企业法》等法律的规定。

第32条 外商投资企业开展生产经营活动，应当遵守法律、行政法规有关劳动保护、社会保险的规定，依照法律、行政法规和国家有关规定办理税收、会计、外汇等事宜，并接受相关主管部门依法实施的监督检查。

第33条 外国投资者并购中国境内企业或者以其他方式参与经营者集中的，应当依照《中华人民共和国反垄断法》的规定接受经营者集中审查。

第34条 国家建立外商投资信息报告制度。外国投资者或者外商投资企业应当通过企业登记系统以及企业信用信息公示系统向商务主管部门报送投资信息。

外商投资信息报告的内容和范围按照确有必要的基本原则确定；通过部门信息共享能够获得的投资信息，不得再行要求报送。

第35条 国家建立外商投资安全审查制度，对影响或者可能影响国家安全的外商投资进行安全审查。

依法作出的安全审查决定为最终决定。

第5章 法律责任

第36条 外国投资者投资外商投资准入负面清单规定禁止投资的领域的，由有关主管部门责令停止投资活动，限期处分股份、资产或者采取其他必要措施，恢复到实施投资前的状态；有违法所得的，没收违法所得。

外国投资者的投资活动违反外商投资准入负面清单规定的限制性准入特别管理措施的，由有关主管部门责令限期改正，采取必要措施满足准入特别管理措施的要求；逾期不改正的，依照前款规定处理。

外国投资者的投资活动违反外商投资准入负面清单规定的，除依照前两款规定处理外，还应当依法承担相应的法律责任。

ばならない。法律、行政法規に別段の定めがある場合はこの限りではない。

第31条 外商投資企業の組織形態、組織機構及びその活動準則については、「中華人民共和国会社法」、「中華人民共和國パートナーシップ企業法」等の法律の規定を適用する。

第32条 外商投資企業が生産経営活動を展開する場合は、法律、行政法規における労働保護、社会保険に関する規定を遵守し、法律、行政法規及び国家の関係規定に従い税金、会計、外貨等の事項を取り扱い、かつ関係主管部門が法に従い実施する監督検査を受けなければならない。

第33条 外国投資者は、中国国内企業を買収し又はその他の方式により事業者集中に参加する場合には、「中華人民共和國独占禁止法」の規定に従い事業者集中審査を受けなければならない。

第34条 国家は、外商投資情報報告制度を構築する。外国投資者又は外商投資企業は、企業登記システム及び企業信用情報公示システムを通じて商務主管部門に投資情報を報告しなければならない。

外商投資情報報告の内容及び範囲は、「確かに必要」の原則に従って確定する。部門間の情報共有により獲得できる投資情報について、再度報告を要求してはならない。

第35条 国家は、外商投資安全審査制度を構築し、国家安全に影響する、又は影響する可能性のある外商投資について安全審査を行う。

法に従いなされた安全審査決定は最終決定である。

第5章 法的責任

第36条 外商投資参入許可ネガティブリストが投資を禁止すると規定する領域において外国投資者が投資をした場合、関係主管部門は投資活動を停止し、期限内に株式、資産を処分し又はその他の必要な措置を講じて、投資を実施する前の状態に回復するよう命じる。違法所得がある場合は、違法所得を没収する。

外国投資者の投資活動が外商投資参入許可ネガティブリストに規定する制限的参入許可特別管理措置に違反した場合、関係主管部門はこれを期限内に是正し、必要な措置を講じて参入許可特別管理措置の要求を満たすよう命じる。期限を過ぎても是正しない場合は、前項の規定に従い処理する。

外国投資者の投資活動が外商投資参入許可ネガティブリストの規定に違反した場合、前二項の規定

第37条 外国投資者、外商投資企業違反本法規定，未按照外商投資信息報告制度的要求报送投資信息的，由商務主管部門責令限期改正；逾期不改正的，處十萬元以上五十萬元以下的罰款。

第38条 对外國投資者、外商投資企業違反法律、法規的行為，由有關部門依法查處，並按照國家有關規定納入信用信息系統。

第39条 行政機關工作人員在外商投資促進、保護和管理工作中濫用職權、玩忽職守、徇私舞弊的，或者洩露、非法向他人提供履行職責過程中知悉的商業秘密的，依法給予處分；構成犯罪的，依法追究刑事責任。

第6章 附則

第40条 任何國家或者地區在投資方面對中華人民共和國採取歧視性的禁止、限制或者其他類似措施的，中華人民共和國可以根據實際情況對該國家或者該地區採取相應的措施。

第41条 对外國投資者在中國境內投資銀行業、證券業、保險業等金融行業，或者在證券市場、外匯市場等金融市場進行投資的管理，國家另有規定的，依照其規定。

第42条 本法自2020年1月1日起施行。《中華人民共和國中外合資經營企業法》、《中華人民共和國外資企業法》、《中華人民共和國中外合作經營企業法》同時廢止。

本法施行前依照《中華人民共和國中外合資經營企業法》、《中華人民共和國外資企業法》、《中華人民共和國中外合作經營企業法》設立的外商投資企業，在本法施行後五年內可以繼續保留原企業組織形式等。具體實施辦法由國務院規定。

に従って処理するほか、法に従い相応の法的責任を負わなければならない。

第37条 外国投資者、外商投資企業が本法の規定に違反して、外商投資情報報告制度の要求に従い投資情報を報告しなかった場合、商務主管部門は期限内に是正するよう命じる。期限を過ぎてても是正しない場合は、10万人民元以上50万人民元以下の過料に処する。

第38条 外国投資者、外商投資企業の法律、法規違反行為については、関係部門が法に従って調査のうえ処分し、かつ国家の関係規定に従い信用情報システムに登録する。

第39条 行政機関の業務人員が外商投資の促進、保護及び管理業務において職権を濫用し、職務を怠り、私利私欲を図る不正な行為を行った場合、又は職責履行の過程において知り得た商業秘密を漏洩し、不法に他人に提供した場合、法に従って処分する。犯罪を構成する場合は、法に従い刑事責任を追及する。

第6章 附則

第40条 いずれかの国家又は地区が投資の面で中華人民共和國について差別的な禁止、制限又はその他の類似措置を講じた場合、中華人民共和國は実際の状況に基づき当該国又は当該地区に対し相応の措置を講じることができる。

第41条 外国投資者が中国国内において銀行業、証券業、保険業等の金融業界において投資をし、又は証券市場、外貨市場等の金融市場において投資をする場合の管理については、国家に別段の規定がある場合は、その規定に従うものとする。

第42条 本法は、2020年1月1日から施行する。「中華人民共和國中外合資企業法」、「中華人民共和國外資獨資企業法」、「中華人民共和國中外合作經營企業法」は同時に廢止する。

本法の施行前に「中華人民共和國中外合資企業法」、「中華人民共和國外資獨資企業法」、「中華人民共和國中外合作經營企業法」に基づき設立された外商投資企業は、本法の施行後5年間は原企業の組織形態等を引き続き維持することができる。具体的な実施辦法については、國務院が規定する。

中国法務「基本のき」

「外商投資法」の概要

外国投資者の中国における投資（外商投資）に関しては、1970年代末から80年代にかけて「中外合弁企業法」、「外資独資企業法」、「中外合作企業法」という三つの法律（以下合わせて「外資三法」という）が順次制定されました。「外資三法」は、外商投資を促進するための優遇措置を規定するとともに、中国企業の保護・育成を図るために外国企業の投資活動を制限する各種規制を規定していました。

これらの規制のうち、投資分野の規制、出資比率の規制、外貨収支均衡の要求等の規制等は、中国の経済発展に伴い逐次廃止されました。2016年には、外商投資企業の審査認可制度に代えて届出管理制度が採用され、「外商投資参入ネガティブリスト」に記載されていない外商投資企業の設立及び変更は、内資企業同様、直接登記機関に設立・変更の登記を申請し、登記完了後に商務部門に届出をすればよいことになりました¹。また、優遇措置についても、2007年には「企業所得税法」により税制が統一され、外商投資企業に対する優遇税制が廃止されるなどの変更がなされました。

「外商投資法」は、このような流れを受けて、外商投資企業と内資企業の格差を解消するとともに、各種外商投資企業を統一的に管理することを目的とするもので、「外資三法」は、「外商投資法」が施行される2020年1月1日をもって廃止されることになっています。

「外商投資法」の規定のうち、注目される点をピックアップすると、以下のとおりです。

1. 適用対象（第2条）

- (1) 「外商投資法」は、外国の企業、個人又はその他の組織の中国における投資活動に適用されます。「投資活動」の中には、(1)外商投資企業の設立、(2)中国国内企業の株式、出資持分、財産持分等の取得、(3)新規プロジェクトへの投資等が含まれます。

¹ 但し、「外商投資参入ネガティブリスト」に掲載されている企業の場合は、従前どおり、商務部門の審査認可を取得したうえで、登記機関において登記手続を行わなければなりません。

2. 参入許可前の内国民待遇とネガティブリスト（第4条）

「参入許可前の内国民待遇」とは、参入許可段階において外国投資者及びその投資に対して内国民待遇を保証するものです。ネガティブリストとは、外商投資について内国民待遇を行わず、商務主管部門等による参入許可制度を継続する投資分野を記載したリストです。外商投資関係の「ネガティブリスト」としては、「外商投資参入許可特別管理措置（ネガティブリスト）（2018年版）」と「自由貿易試験区外商投資参入許可特別管理措置（ネガティブリスト）（2018年版）」があり、自由貿易試験区の内外により規制分野が異なります。

3. 外商投資企業による株式、会社債券等の証券の公开发行（第17条）

外商投資企業の株式の公开发行については、すでに「上場会社が外商投資に係わる場合に関する問題に関する若干問題」により規定されていますが、「外商投資法」が明文の規定を置いたことにより、外商投資企業の中国国内における資金調達方法がさらに拡充されることになると思われます。

4. 出資、利益配当等の送金に関する規定（第21条）

外国投資者は、中国国内の出資、利益配当、資本収益、資産処分所得、ライセンス料、法に基づく補償又は賠償、清算所得等を人民元または外貨で法に基づき自由に中国国内外に送金することができるとされています。

5. 強制的な技術移転の禁止（第22条）

米中貿易摩擦において強制的な技術移転が問題となっていますが、「外商投資法」は、行政機関が技術移転を強制することを明文で禁止しています。

6. 地方政府の政策（第24条、第25条）

「外商投資法」は、地方政府が外商投資企業に対し法律、行政法規に根拠のない権利の制限、義務の増加、市場参入又は撤退の条件の設置、生産経営活動への干渉を明文で禁止しました。また、地方政府が外国投資者又は外商投資企業との間で行った政策的保証、各種契約を遵守すべきこと、国家、社会公共の利益を理由としてこれを変更する場合は、損失を補償しなければならないことを明記しています。

7. 会社組織（第31条）

「外商投資法」は、会社の組織形態、組織機構について、「会社法」等の規定を適用すると規定しています。上述のとおり「外資三法」は廃止されますから、例えば、中外合弁企業の場合、これまでは董事会が最高権力機関とされていましたが、「外商投資企業」の下では、「会社法」の規定に従い、最高権力機関として株主会（一人会社の場合は株主）を設置しなければならないこととなりました。もっとも、この点に関しては経過規定があり、上記変更は「外商投資法」の施行後5年以内に行えばよいこととされています（第41条）。

8. 投資情報の報告（第34条、第37条）

外国投資者または外商投資企業は、企業登記システム及び企業信用情報公示システムを通じて、商務部門に投資情報を報告しなければなりません。報告されていない場合、商務部門の命令に従い是正しなければならず、是正しない場合は10万元以上50万元以下の罰金に処せられることとなります。

【臧晶】

弁護士法人 久田・神保法律事務所

ウェブサイト：<http://www.lexhh.com/> 電子メール：info@lexhh.com

本ニュースレターの掲載内容の著作権は当事務所に帰属します。
本ニュースレターの内容につきましては正確を期しておりますが、思わぬ誤解があるかもしれません。また、意見にわたる部分は作成時における法制、実務等の事情に基づく一般論であり、個別具体的な事案の処理にそのまま適用できるとは限りません。個別事案の処理にあたっては、必ず関係政府機関または専門家にご確認いただきますようお願い申し上げます。
本ニュースレターにつき、ご意見、ご質問等がございましたら、当事務所ウェブサイトのお問い合わせページまたは上記電子メールアドレスまでお気軽にご連絡ください。